

2018年2月27日

各 位

インフラファンド発行者名
タカラレーベン・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 菊池 正英
(コード番号 9281)

管理会社名
タカラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 衛
問合せ先 代表取締役副社長 菊池 正英
兼 投資運用部長
(TEL:03-6262-6402)

個別タームローン貸付契約（コミットメント型）の変更に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、2017年11月28日付「資金の借入に関するお知らせ」において公表した個別タームローン貸付契約（コミットメント型）（以下「本貸付契約」といいます。）を一部変更することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の概要

2017年11月28日付で公表した本貸付契約は、同日付で公表した「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載のLS 静岡御前崎発電所（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金及びそれに関連する諸費用等に充当するものです。

この度、本貸付契約の実行条件（注1）の充足の完了の時期につき、本貸付契約に定める期限を超過する見込みであったことから、本投資法人の自己資金によって取得予定資産を取得することとし、本貸付契約に基づく借入れについては、2018年4月末日を期日と定め、実行条件の全てが整い次第実行することとしました。

（注1）取得予定資産の売主が、電気事業者に対し電気を供給する事業の実施に関する再生可能エネルギー発電事業計画（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。）（以下「再エネ特措法」といいます。）第9条第1項に定められるものをいいます。）（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。その後の改正を含みます。）附則第4条第2項に定める書類を含みます。）に係る全ての再エネ特措法第9条第3項及び第10条第1項の認定上の認定事業者になったこと。

（注2）取得予定資産の取得については、2017年11月28日付「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」及び本日付「国内インフラ資産に係る売買契約内容の一部変更及び取得予定日決定に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、本日提出の有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://tif9281.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。